

2022 じんけんSCHOLA 講座B

人権とは？

第3回 人権論の限界

土屋 貴志
(大阪公立大学)

自己紹介

1961年生まれ、1990年 慶応義塾大学大学院文学研究科
哲学専攻（倫理学分野）博士課程単位取得満期退学

1989～1994年 杉野女子大学・横浜国立大学・千葉大学
などで非常勤講師、1994年より大阪市立(2022年度か
ら「公立」)大学文学部教員（現在准教授。哲学教室所
属）

2002～2019年 医学部「医療倫理学」担当、2017年～
2021年 大学院共通科目「研究倫理」（2022年～「研究公
正」）分担。現在、人権問題研究センター兼任研究員

2005～2013年「薬害イレッサ西日本訴訟を支援する
会」共同世話人、2012～13年度および2015～16年度
兵庫県三田市人権のまちづくり推進委員長

専門：倫理学（道德哲学。とくに、倫理学基礎論、医療
倫理学、人権論、道德教育論）

倫理学（道徳哲学）とは？

- 規範（倫理、道徳、法、政令、規則、掟、戒律、習慣、金言など）について扱う哲学の一部門（広義には法哲学、政治哲学を含む）
「～することはよい／わるい」「～すべきだ／すべきでない」「～しなければならない／しなくてもよい」などということについて、どうしてそういえるのか、そもそもの理由（とその考え方）について考える
- 哲学と思想史（思想の歴史）とは異なる（過去の思想を学ぶことは哲学するための修練にすぎない）
- 「哲学者」が西洋の思想を輸入する役目を担ったという事情が、海外の思想の紹介が哲学であるという誤解を生んだ
- 本来の哲学は実際の「事例」（出来事、経験、体験、生活、人生…）に則しながら、「そもそも何なのか？」「要するにどうということか？」を追求する → **自他との対話が必要**

人権 = 人間（人）の権利

人権（rights of man, human rights）

= 人間（man, human）の権利（rights）

…西洋に起源のあることば。輸入された概念（考え方）

★「やさしさ」「思いやり」「いたわり」といった心情ではない（それらはケア倫理*であって人権論ではない）

「基本的必要（ニーズ）」そのものでもない

* ケア倫理[学] care ethics

- 倫理学の一つの理論（的立場）
- 行為の是非を、「～すべき」「～しなければならない」等の「義務」を果たそうとする意図や、行為がもたらす[もたらそうとする/もたらした] 結果（帰結）によって判断するのではなく、
- 他の人をケアする（配慮する、気を配る、世話する、援助する…） かどうかによって判断する

「権利と義務は表裏一体」ではない！

「権利には義務が伴う（権利には義務がコインの表と裏のように対応してついてくる）」という（とくに日本の教育界に蔓延する）誤解

→ 「人は、他者の権利を護る（侵害しない）義務を負う」というのが正解。一つの事柄に関する権利の主体と義務の主体は異なる！

私は、他者が権利をもっているから、それを護る義務を負う。自分が権利をもっているから、他者もそれを護る義務を負う。すべての人が権利をもつから、お互いの権利を護る義務をお互いに負っている。

こうしてすべての人が権利と義務をもつことになるが、自分の義務は「他者の」権利に対応するものであり、自分の権利に対応するものではない

「権利と義務は表裏一体」ではない！

例) 日本国憲法

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

- 教育を受ける権利をもつのは国民全員、とくに「子女」（権利は放棄するのも自由）
- 「子女」のもつ、教育を受ける権利を護るために、保護者が教育を受けさせる（学校に通わせる）義務を負う（学校に通わせず働かせることを禁止）
- 「子女」自身には、教育を受けなければならない（学校へ通わなければならない）義務などないし、保護者に義務を果たさせてあげなければならない義務もない！

日本国憲法「勤労の義務」は？

日本国憲法第27条

「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」

：権利と義務が表裏一体であるような記述

… 「義務を負ふ」は日本側で書き加えたもの。

GHQ草案には「義務」は書いていない！

GHQ草案第25条

「all men have the right to work.

何人モ働ク権利ヲ有ス（外務省仮訳）」

「人権」によらなくても反差別は可能

- 日本の人権運動・人権教育における「人権」は「反差別」すなわち差別を否定するための概念として用いられている
- しかし、差別を否定するための倫理学（道徳哲学）的根拠を与えるのは「人権」論だけではない。人権論をとらなくても差別を否定することはできる

例えば「差別は人間としての義務に反する」（義務論）「差別は社会全体の幸福の総量を減少させる」（公益〔功利〕主義）「差別は自分の利益を損なうことになる」（利己主義）「差別は人としての徳を欠いた（悪徳の）行いだ」（徳倫理）「差別は他者への配慮を欠いている」（ケア倫理）など

だとしたら、人権論の倫理学における意義はどこにある？

講座全体のキーワード

1. 「人権」
2. 「社会契約」
3. 「憲法」
4. 「人間」

「人権」についてどう考えるか？ —講座全体のポイント

- 「人権」とはなにか？「権利」とはなにか？
- 「すべての人間は生まれつき人権をもつ」という考え方にはどういう意義があるのか？
- 「国」をどう考えるべきか？憲法とはなにか？
- 「人間」とはなにか？

講座全体の要点

1. 「人権」は、思想史的には、社会契約説というモデルによって、民主的な統治〔国、政府〕こそ正当な統治であることを論証するために提唱された。つまり第一義的には統治〔国、政府→政治〕のあり方を問うためのもの
2. 国とは人々が自分の人権を護るために作ったものと考えべき【国のために人があるのではなく、人のために国がある】
3. しかし「人権」の「人」とは誰を指すのかという点は、境界的事例において重大な問題

講座全体の構成

1. お互いの人権を侵害しない
という約束～社会契約
2. 国とはなにか～憲法の役割
3. 人権論の限界 (今回)

3. 人権論の限界 ～「人間」とはなにか？

「人間」「人」「ひと」という言葉は
二つの異なる意味をもつ

1. 生物としての「ヒト」

= 「ホモ・サピエンスという生き物
(生物種) の個体」

: 一組のヒトゲノムをもつ生物

受精卵→胚→胎児→新生児→幼児→子ども→少年
→青年→成年→中年→高齢者

(→障害者、認知症患者、植物状態患者、脳死状
態患者)

「人間」「人」「ひと」という言葉は
二つの異なる意味をもつ

2. 「人格」

= 「理性と自己意識をもつ存在」

幼児以降のヒト、チンパンジー、ゴリラ、
イルカ？クジラ？ET(宇宙人)、AI(人工知
能)？、神、天使、聖霊、精霊、妖精、霊
...

*お互いに意思疎通できる、**尊重すべき存
在**

「人間」「人」「ひと」という言葉は 二つの異なる意味をもつ

- 「人間」「人」「ひと」という言葉がもっている、これらの二つの異なる意味を、明確に区別する必要がある
- 「健康な成人」は「人格であるヒト」であり、これらの二つの異なる意味（それぞれの言葉が指し示す対象）が重なっている
- しかし、「ヒト」という意味をもつ存在（言葉の指示対象）と、「人格」という意味をもつ存在（言葉の指示対象）とが、重ならない場合がある（境界的事例）

ヒト以外にも人格はいる

- ヒトの個体以外にも、人格といえる存在はありうる

理性と自己意識をもち、人格と互いに意思疎通できる存在ならば、

ヒトでなくても（例えば、チンパンジー、ゴリラ、宇宙人、イルカ？クジラ？…）、

生き物でなくても（例えば、神、聖霊、天使、精霊、人工知能…）

人格である

人格でないヒトもいる

- ヒト（ホモ・サピエンス）という生き物（生物種）のすべての個体が人格であるというわけではない

ヒトの個体でも、
理性と自己意識がない個体

（例えば、受精卵、胚、胎児、新生児、植物状態患者？、脳死状態患者？）

は、人格ではない

「人権」の主体である「人間」とは？

「ヒトのことである」と答えるなら、
人格ではないヒト（ヒトという生物の個体だが、理性と自己意識をもたない存在）も、人権をもつ存在として尊重すべきことになるし、
ヒトではない人格（ヒトという生物の個体ではないが、理性と自己意識をもつ存在）は人権をもたず尊重しなくていい、
ということになる

「人権」の主体である「人間」とは？

「人格のことである」と答えるなら、
ヒトではない人格（ヒトという生物の個体ではないが、理性と自己意識をもつ存在）も人権の主体として尊重すべきことになるが、
人格ではないヒト（ヒトという生物の個体だが、理性と自己意識をもたない存在）は人権の主体とはみなせなくなる

境界的事例(1)～「人格ではないヒト」に 人権を認めていない例

- 人工妊娠中絶：中絶によって**胎児**を殺しても、刑法上は殺人罪にはならず「墮胎罪」になるだけ。しかも、母体外ではまだ生きられない（生かせない）胎児の中絶は、母体保護法が適用され墮胎罪にも問われない
- **受精卵（胚）**を用いた実験：受精後14日以内であれば、実験によって胚を殺しても、何の罪にも問われない（「人の生命の萌芽」にすぎない）

境界的事例(2)～「人格なのにヒトではない」から人権は認めていない例

- 言語（記号）を用いて人間と意思疎通できる動物

チンパンジー、ゴリラ、オランウータン…

- 人間と意思疎通できる動物

イヌ、ネコ、ブタ、ウマ、ウシ、イルカ、クジラ、シャチ…

- (SFだが)人間と意思疎通できる宇宙人
- (SFだが?)人間と意思疎通できる人工知能

境界的事例(3) ~ヒトという生き物としては生きているのに「人[格]として死んでいる(生きていない)」とされる例

- 臓器摘出の対象となる**脳死状態患者**

臓器移植法第6条「医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移植術に使用されるための臓器を、**死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）**から摘出することができる。」

- 海外では、植物状態患者や無脳症児から臓器を摘出してにもかまわないのではないかという議論があった

「人間」とは？

人権の主体である「人間」「人」「ひと」とは何なのかは、あいまいにされてきた。

他国民、奴隷、女性、有色人種、子ども、などは「人間」「人」とみなされなかったという過去の歴史的事実もある。

…「人権」思想が深く検討してこなかった点。

しかし、境界的事例では大問題になる

講座全体のまとめ（要点の再掲）

1. 「人権」は、思想史的には、社会契約説というモデルによって、民主的な統治〔国、政府〕こそ正当な統治であることを論証するために提唱された。つまり第一義的には統治〔国、政府→政治〕のあり方を問うためのもの
2. 国とは人々が自分の人権を護るために作ったものと考えべき【国のために人があるのではなく、人のために国がある】
3. しかし「人権」の「人」とは誰を指すのかという点は、境界的事例において重大な問題